

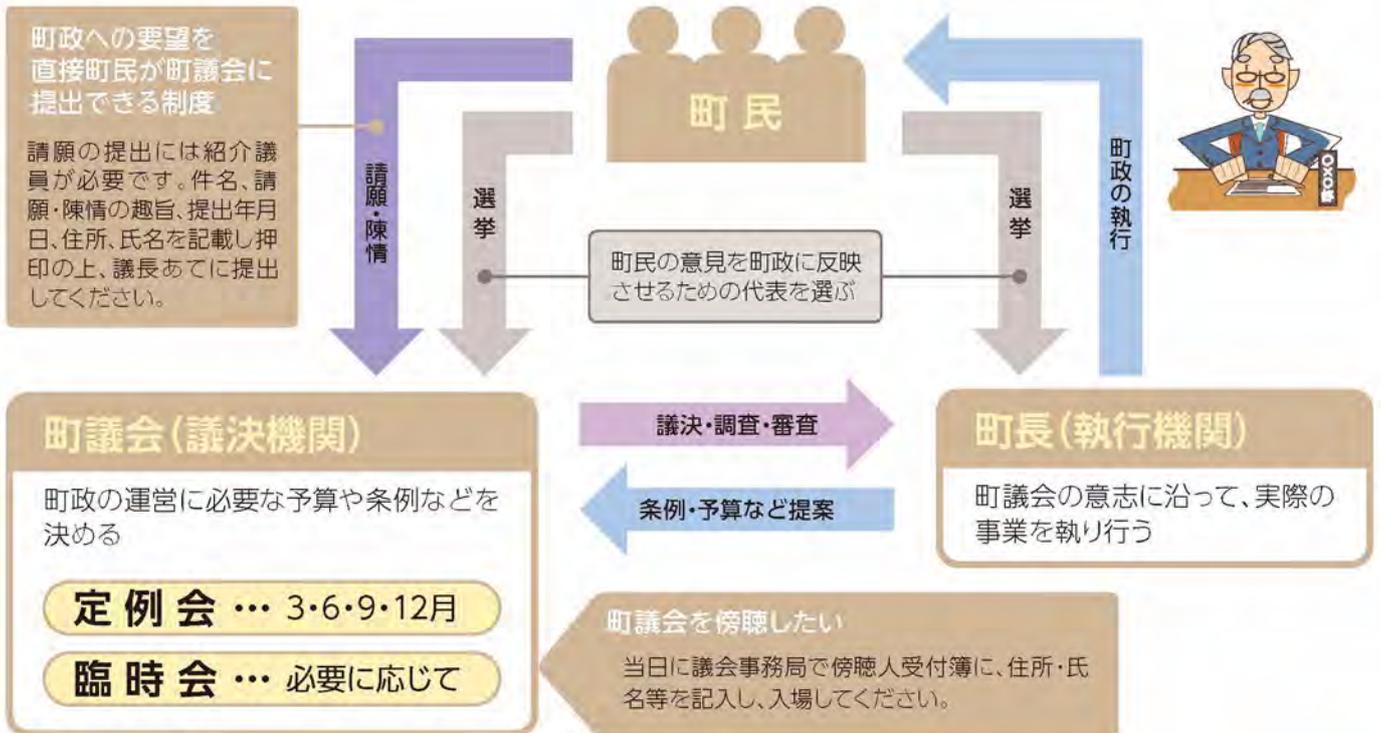


議会・選挙

▶ 町議会のしくみ

問 議会事務局 ☎38-2662

町議会と町長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。町民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重します。



▶ 選挙権

問 総務課総務管理室 ☎38-2655

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

| | | |
|--|---|---|
| <p>選挙権を持つ対象者</p> <p>選挙人名簿には、次の要件を満たしている人が登録されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 満18歳以上の日本国民 ● 転入の届出をした日から引き続き3か月以上、住民基本台帳に記載されていること。 | <p>登録の時期は、次のとおりです。</p> <p>定時登録 毎年3・6・9・12月の各月の1日を基準日として、同日に登録します。</p> <p>選挙時登録 選挙の都度、基準日及び登録日を定めて登録します。</p> | <p>選挙の管理・執行・種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国政選挙 衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙 ● 地方選挙 県知事選挙・県議会議員選挙・町長選挙・町議会議員選挙 |
|--|---|---|

こんな投票もできます

| 投票の種類 | 対象者 | 投票場所 | 備考 |
|-------|-------------------------------------|---------------|---|
| 期日前投票 | 仕事や用事で投票日に投票所に行けない人 | 本庁・支所・出張所 | どこの期日前投票所でも利用できます。 |
| 不在者投票 | 入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない人 | 他の市区町村や指定病院など | 郵送等に時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会事務局へお早めにお問い合わせください。 |
| 郵便投票 | 「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」をお持ちの人 | 自宅 | 障がいの種別や程度によって異なります。この制度を利用される場合は、「郵便投票証明書」が必要です。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。 |